

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体として届け出た事項の異動の届出があった。

平成25年 8月27日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 前田 富雄

### 資金管理団体異動届

資金管理団体の届出をした者の氏名	政治団体の名称	異動事項	新旧の別	異動の内容	届出年月日
清水 正明	しみず正明後援会	主たる事務所の所在地	新	長崎市滑石1丁目20-14	平成25年7月25日
			旧	長崎市元船町7-5広瀬ビル1F	